



忘れずに申告を

償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は、毎年1月1日時点で、土地・家屋・償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。





償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告しなければなりません。

課税対象

次の要件を備えるもの

- ①事業に利用することができる、土地および家屋以外の資産
- ②鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費として算入できるもの(※耐用年数一年未満、またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するもの、および20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く)
- ④自動車税や軽自動車税の対象である車両等でないこと

主な業種の償却資産の例

<p>農業</p> <p>ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、畦畔コンクリート、農薬散布用ヘリコプター、器具、その他農業用機械など</p> <p>※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車に該当するものは対象外</p> 	<p>理・美容業</p> <p>看板、洗面設備、理・美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、ハサミ、パーマ器、サインポールなど</p> 
<p>飲食業</p> <p>借用店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオンサイン、カラオケなど</p> 	<p>不動産貸付業</p> <p>門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場舗装、受変電設備、中央監視制御装置、外灯など</p> 

太陽光発電設備

家屋の屋根や遊休地などに設置された事業用の太陽光発電設備は、固定資産(償却資産)の申告対象となります。

※全量買取の太陽光発電設備はすべて事業用とみなされ、申告対象となります。※事業と住宅の双方に利用されている場合は、利用割合に関わらず発電設備のすべてが申告対象となります。

太陽光発電設備

設置者	全量買取 (10kw以上のみ)	余剰売電 (発電出力を問わない)
個人 (住宅用)	事業用資産となり 申告対象	住宅用設備となり 申告対象外
個人 (事業用) 法人	事業用資産となり 申告対象	

償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に依る価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のようになります。

- ①前年中に取得された償却資産の評価
 $取得価額 \times (1 - 減価率) / 2$
 - ②前年前に取得された償却資産の評価
 $前年度の評価額 \times (1 - 減価率)$
- ※求めた額が(取得価額 $\times 5 / 100$)より小さい場合は、(取得価額 $\times 5 / 100$)を評価額とします。

税額の算定

評価額(特例のあるものは、特例適用後の価格)を課税標準額として、次の式により税額を算定します。

$課税標準額 \times 税率(1.4\%)$

※償却資産についての課税標準額の合計が150万円に満たない場合には、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

その他

町で把握している事業者につきましては、12月下旬に申告書を送付いたします。また、平成29年中に新規に事業を開始された方は、本年中に取得された償却資産の全てを申告する必要があります。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

また、次のような場合も届け出がないと、適正な課税ができませんので、必ず届出をお願いします

家屋の新築・増築・取り壊しを行った場合

平成29年1月2日から平成30年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫等の建物を新築・増築、または取り壊された場合は、税務課まで届出を行ってください。

新築・増築家屋につきましては、随時家屋評価を実施しておりますが、まだ家屋評価が済ん

でない建物がありましたら連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届出を怠りますと、実際は建物がないのに課税される場合があります。

また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届出を行ってください。届出がない場合には、前の所有者に課税されることになります。

家屋の新築・増築・取り壊しを行った場合

土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況の地目が違う場合は届出を行ってください。

この届出を怠りますと、実際（現況）は畑なのに登記簿の地目が宅地であるため宅地として課税されることがあります。

お問い合わせ先

税務課 資産税係

☎52-5853 (直通)

野津・若葉・桜ヶ丘団地補充入居者募集

この募集は、町営住宅に空きが出た場合に備え、入居予定者をあらかじめ決めるために行うものです。今回の募集で審査を行い、補充入居者としての順位を定め、空きが生じた住宅に順次補充します。また、今回の募集で決定した順位の有効期間は、平成30年4月1日から9月30日までになります。

- ◆町営住宅とは 住宅に困っている一定の基準内所得の人たちに、低廉な家賃で供給するために、町が国の補助を受けて建設した住宅です。
- ◆申込資格
 - ①同居親族（または同居しようとする親族）があること。
 - ②国税・地方税・町税などを滞納していないこと。
 - ③過去1年間の世帯所得が月額15万8千円以下であること。

※入居者または同居者に、次に掲げる人がいる場合は、世帯所得の基準額が月額21万4千円となります。

 - ・障がい者手帳をお持ちの人（身体1級～4級・精神1級～2級）
 - ・小学校就学前の児童

◎このほか、公営住宅法および氷川町営住宅条例に基づきます。
詳しくはお問い合わせください。
- ◆必要書類
 - ①町営住宅入居申込書
 - ②世帯全員分の住民票の写し（続柄の記載があるもの）
 - ③所得証明書、または町県民課税事項記載証明書（平成28年分）
 - ④納税証明書（平成28年）または未納のない証明

※このほか該当する場合に提出していただく書類もあります。
- ◆申込先 建設下水道課および宮原振興局総務振興課
※提出時に聞き取り調査を行いますので申込者本人か家族の人がいらっしゃるようお願いいたします。
- ◆申込期間 12月1日(金)～平成30年1月31日(水)
- ◆順位有効期間 平成30年4月1日～9月30日まで
- ◆募集要項 建設下水道課および宮原振興局総務振興課にあります。
および申込書 また、氷川町のホームページからダウンロードも可能です。

【お問い合わせ先】 建設下水道課 管理係 ☎52-5856 (直通)